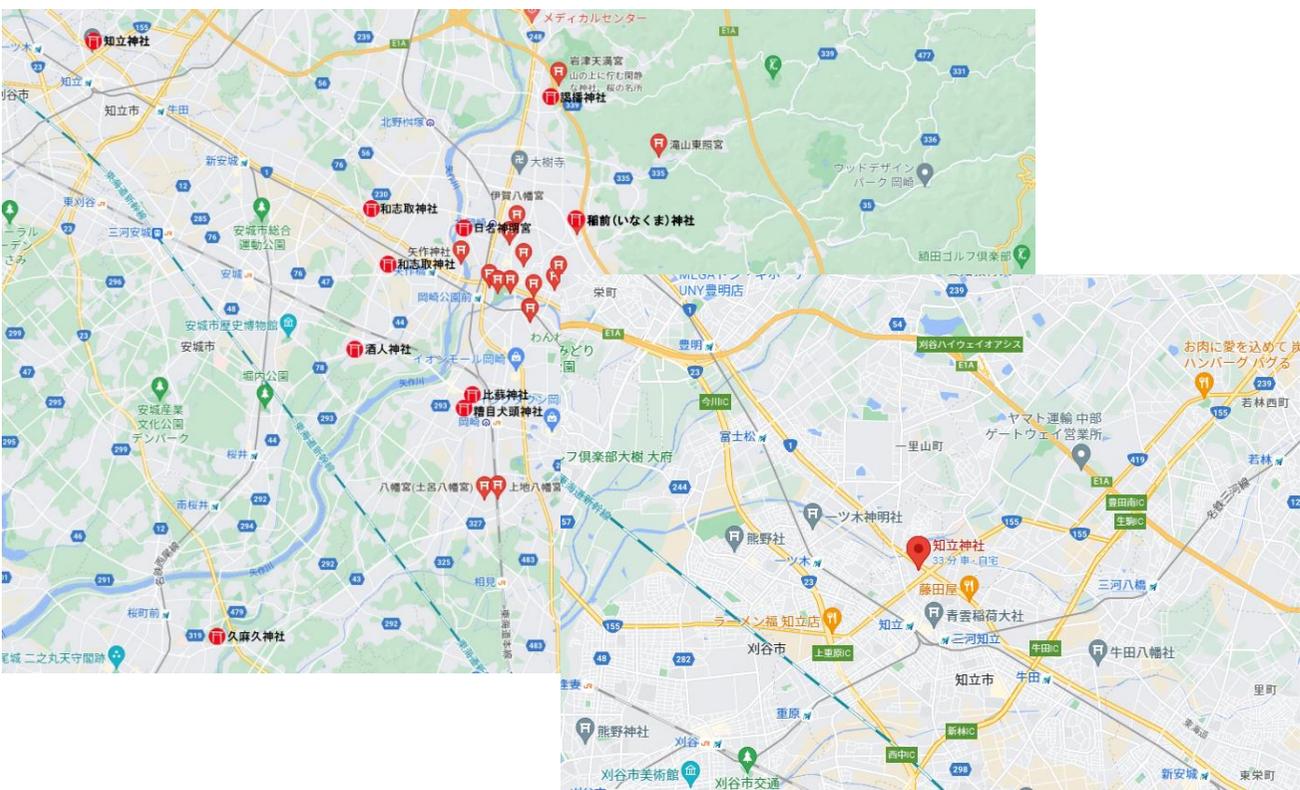


### 13 知立神社 ちりゅうじんじや



【社名】九条家本は「知立神社」と記し「チリフ」と仮名を振る。吉田家本は「知立神社」と記し「チリウ」と仮名を振る。雲州家板本(享保八年版岩瀬文庫蔵本)は「知立神社」と記している。鈴鹿連胤の『神社叢録』は「知立は音読也」とあり、「チリフ」と読まず。猿投神社蔵本の『三河国内神名帳』に「正二位鯉鮒大明神 坐碧海郡」とありて、「チリウノ」と仮名を振るが、「知・智」の文字を脱落している。

社名の文字に異同がある。「知立神」に作るは、日本文徳天皇実録の仁寿元年十月七日条、日本三代実録の貞観六年二月十九日条、同十二年八月廿八日条、同十八年六月八日条で、「智立神」に作るは、日本三代実録の貞観十八年六月八日である。和名抄の碧海郡十五郷の中に「智立」郷があり、「智」に作る。知立神社に所蔵される正安三年(一三〇一)の扁額に「正式位智鯉鮒大明神」とあり、降って江戸時代は「池鯉鮒」に作るものが多い。

志賀剛氏は『式内社の研究』第九卷東海道で知立の語源について次のように述べる。「知立の語源は茅立ちたちであろう。すなわち茅ち(普)の生立つ湿地帯を干拓して造成した所を指すであろう」と考えた。現在の神社の鎮座地は比較的低地で湿地帯に近い土地柄であるが、当初の鎮座地とは違ひ、現在の鎮座地となったのは室町時代末ごろと伝える。

【所在】知立市西町神田一二。名古屋鉄道名古屋本線知立驛北七〇〇メートル。知立は三河の西端に位置し、碧海台地の西端でもある。この墓地の西を逢妻女川と逢妻男川が西へ流れ、神社の北で合流し逢妻川となり、刈谷市にはいつて境川と平行に流れて海に注ぐ。この逢妻川の左岸の低地に神社は鎮座し、知立市街の西端に位置する。碧海郡内の式内社伝承地のほとんどが、碧海台地の南の矢作川流域であつたが、当社のみは墓地の西に位置し、尾張国と接する場所である。和名抄の碧海郡の中に「智立郷」があり、当地に当てられ、中世は志貴荘に属した(日本歴史地名大系凡社刊)現在神社の直ぐ北を国道一号線が東西に伸び、東には国道一五五号線が南北に走る。江戸時代は五街道の一つ東海道が神社の南を東西に走り、また三九番目の宿驛池鯉鮒が置かれていた。鎌倉街道は現神社の北東約一・五キロメートルの所を通っていたと推定され、豊田市駒場町と知立市八橋町と安城市里町を結ぶ東西線が復元されている。因みに、知立市八橋町は『伊勢物語』に出てくる三河八橋の地に比定され、『十六夜日記』の作者阿仏尼もこの地にて泊した。

社伝に、神社は当初、山町の北方高地であつたが(現知立神社から東へ約一キロメートル)、戦国時代になって戦場となり、天文十六年(一五四七)今川氏の将戸田弾正宣光の兵火のため社殿が焼失した。そして、社地上重原(神社南へ約二キロメートル)に移したが、元龜二年(一五七〇)再び社殿が焼失したので、天正元年(一五七三)現社地に移し社殿を造営したと云う。

【祭神】彦火火出見尊、鷓鴣草葺不合尊、玉依比売命、神倭磐余彦命(神武天皇)、そして聖徳太子を祀り、相殿に青海首命を祀る。聖徳太子は後世に合祀したと伝える。四神を祭る由縁は社伝に、日本武尊が東国平定の折当地に於いてその業の功ならんことを祈願し、みごと果した故にこの地に建国の祖神を祀ったと云う。徳川義直は『神祇宝典』(新婚)で「相伝云、知立社所祭二大武日連一也」とし、度絵延経は『神名帳考証』四で「木花知流比売」とし、鈴鹿連胤は

『神社かくろく覈録』で「祭神吉備武彦命、熱田社 鎮座記」とし、『特撰神名牒』は「吉備武彦命」とし、栗田寛も『神祇志料』で「吉備武彦命を祀る熱田社 鎮座記」としている。これらは、日本武尊の東国平定に関するものと、社名に関わるものとの二種がある。因みに「熱田社鎮座記」は『熱田太神宮御鎮坐次第神体本紀』のことで、熱田神宮の本宮・末社の一覧及びその祭神と由鎮座記六二来を記し、他に日本武尊と深い縁りのある十社とその祭神を掲げたものである。『同書』に「知立神社吉備武彦命」(『張州雜志』卷三十八所収本)とある。

聖徳太子を祀るについては、天野信景の随筆『塩尻拾遺』巻五十二に「三州池鯉鮒の明神、神殿に聖徳太子の像を崇とかや。されば、彼の国には聖徳太子の由縁多し、佐々木上宮寺にも、直作の影とて安置せり」(第十八巻所収。『名古屋叢書』)とあり、江戸時代中期ごろには、祀られていたことが知られる。

【由緒】三河国の二の宮で、智鯉鮒大明神と称される。創祀は社伝に拠れば、景行天皇の時、日本武尊は天皇の命を受けて東国平定の折、当地に於いて皇祖の神々に平定の功を祈願し、無事その務を果した故に、ここに建国の祖神、彦火火出見尊、鷓鴣草葺不合(玉依比売命、神日本磐余彦尊の四神を奉斎したのが始まりと云う。また、仲哀天皇元年という説もある(『知立町誌』)。社殿は初め、現神社の東で山町の北に鎮座したという。神主家永見氏の『永見氏家譜』(同神社蔵)には白鳳二年神社に仕えたと記されている。国史上に於いては日本文徳天皇実録の仁寿元年(八五二)十月七日に「進三河国知立。砥鹿兩神階。並加三從五位上。」と神階を授けられたのがその初見である。しかし、『知立町誌』(大正十四年刊)には「仁明天皇の嘉祥三年七月從五位睡眠の質を高める寢具下を授奉らる」とあり、これより以前の嘉祥三年(八五〇)には神階を授けられたとするが、その根拠については明示していない。これ以降、日本三代実録の貞観六年(八六四)二月十九日に「授三河国從五位上知立神。砥鹿神並正五位下。」とあり、『同書』同十二年八月二十八日の条に「授三河国正五位下智立神。砥鹿神並正五位上。」とあり、『同書』同十八年六月八日条に「授三河国從四位下知立神。砥鹿神並從四位上。」とあり、それぞれ神階を授けられたことが知られる。当社蔵の正安三年(一一三〇)の扁額には「正式位智鯉鮒大明神」とあり、正二位の神階に昇叙したことが知られるが、『知立町誌』には「亀山天皇の弘長元年二月二十日正一位を授奉らる」とあり、弘長元年(一二六一)に正一位となったと記している。慶安二年(一六四九)十二月に書写された猿投神社本『三河国内神名帳』には「正一位 鯉鮒大明神坐碧海郡」とある。浦町緒川文明三年(一四七一)三月に尾州緒川(翻訳勝郡東)の城主水野直守が社殿の修造を行ひ(小)、大永六年(一五二六)十一月に同水野右衛門太夫忠政が修理を行ったが、天文十六年(一五四七)戸田弾正宜光の兵火によって社殿は焼失し、社地を重原村に遷座し、

元龜二年（一五七一）の回録によつて社地在現地に再び遷座した。後、水野信光によつて本社を造立し、元和二年（一六一六）水野正清が修造を行い、社領十石を寄進した。寛文中には松平主殿頭忠房により十石が追加寄進された（三河国名所図会）。

朝野に亘つて厚い崇敬をうけ、江戸時代は東海道の街道沿ひに鎮座することも手伝つて、東海道三大社の一つにも数えられ、動交替の途諸大名は必ず神札を受けられたと伝える。また、大垣藩主戸田氏は特に尊崇厚く例祭の折は代参を立てるほどであり、刈谷藩主は毎年三回参拝奉幣をしたという。

明治元年九月明治天皇の東幸の際に勅使が差遣され奉幣が行われ、同二年十一月十一日には皇后の代参参向が行われ、守札を献上された。

明治五年九月に県社に列せられ、同四十年二月二十八日神帛料供進社に指定された。

【祭祀】例祭日は五月三日。神輿渡御神事が行はれる。知立五町より山車が曳入れられ、車上に於いて「知立のからくり」（愛知県指定有形民俗文化財）が操られ、「知立山車文楽」（愛知県指定無形民俗文化財）が上演される。山車は隔年ごとに繰り出される。七月三十一日茅の輪くぐり神事が行われる。『東海道名所図会』には「例祭四月三日。当中近隣二十余村 刈谷城下等の生土神となす。神輿 一基、だんじり 楽車、かざりやま 銚山あり、神事は当蟬と刈谷と隔年也」とある。『三河国名所図会』も同様に記し、「九月九日御弓の祭式あり」とも記している。『三河国官社考集説』に引用する「永見氏云」に「例祭二月初午、日ナリ」と記し、他書とは異なる月日を掲げている。『和漢三才図会』には「自三四月下旬一至端午日於此有馬市」とあり、馬市があったことが知られる。

その他恒例祭儀は一八回行われる。

【信仰】『三河国名所図会』に「知立神社 当社まむし除の守を出す」とある様に、古来より「蝮よけ、長虫よけ」の信仰があり、当社の神（守札）を携帯して山野を跋涉しても、蝮蛇に噛まれないと伝える。そのため、守札を田畑の畔に建てたり、門戸に貼ったりする習いがある。この起りは社伝に、嘉祥三年（八五〇）慈覚大師（円仁）が知立に來た時、まむしに噛まれたので、当社に参拝し平癒を祈願した所、痛みも去り腫れも引いたという。こうした神徳が全国に伝わり、現在各地に「智鯉鮒神」の分祀された祠があり、これらは屋敷神であったり、神社の末社であったりするが、いずれも蝮蛇除けの信仰の対象となつている（土肥誠「まむし除けの神さま」『悠久』十六号）。

【社殿】本殿流造檜皮葺、一五・二六坪。幣殿 一五坪。拝殿 檜皮葺、二七〇二坪。廻廊 三九二七坪。神饌所大坪。社務所 九二・一四坪。参集所 六六六一坪。他に多宝塔一棟有り。五

二九坪。永正六年(二五〇九)の再建になるもの。

養正館 一棟(二階建 木造)。明治天皇の小休の記念館で、もとは、知立市西町碧海郡役所の東に建てられていたが、明治二十三年 陸海軍大演習に明治天皇が休息した館で、その後当社に移築したものがある。

【境内神社】 撰社親母神社。豊玉姫命を祀る。社殿は流造の檜皮葺で、朱塗である。

撰社土御前社。吉備武彦命を祀る。社殿は流造の瓦葺である。

末社は小山天神社(少彦名命)、合祀殿(天照大神他一神)、秋葉社(火之夜藝遠男命)である。秋葉社は昭和三十六年十月三日に知立町字西町一八番から遷座した社である。

【氏子】 二、〇〇〇戸。『知立町誌』に拠れば、往昔は上重原・牛田・來迎寺・八橋・逢見・知立(以上現知立市)、下重原・東境・西境・小山・築地・一木・井ヶ谷(以上現刈谷市)等の諸村が氏子であったが、知立藩置県の後(カ)町大字知立のみが氏子域となった。

【境内地】 六、一七三・七二坪。

【社領】 古領は七五五石五斗あったと伝える。元和二年(一六一六)十二月領主水野忠清は十石を寄進し、寛永十八年(一六四一)十二月領主松平忠房は更に十石を寄進した。また、寛文五年(二六六五)六月領主稲垣重種によって三、〇〇〇坪の山林を寄進された。しかし、明治維新に際してその多くは上地となったり、売却したりしたと伝える(「知立町誌」)。

【宝物】 一、手焙型土器(同市西町神宮跡付近より出土・弥生時代)一個。高さ一八センチ、胴廻り二二センチ。 知立市指定文化財。

一、知立神社扁額一面。檜材、横四五センチ、縦七六センチ、鎌倉時代。表面「正武位智鯉鮒大明神」(ヤゲン間)、裏面「正安三口入口法師」(墨書)とある。愛知県指定文化財。

一、木造舞樂面六面。①納曾利。檜材、縦二二センチ。「康元元年十一月十六日」「天王寺六郎」の墨書銘有り。②陵王。檜材、縦二〇センチ。③抜頭。檜材、縦二七センチ。④還城築。

檜材、縦二三センチ。⑤貴徳。杉材、縦一九二センチ。⑥散手。杉材、縦一八・五センチ。この中⑤⑥は王鼻面という説有り。鎌倉時代。愛知県指定文化財。

一、橋面二面①若女(小面出。桐材、縦二〇センチ。室町時代。愛知県指定文化財。

一、獅子頭一面。全長三六センチ。室町時代。 知立市指定文化財。

一、木矛一口。全長二三四・八センチ。檜材。室町時代。 知立市指定文化財。

一、木彫蛙一体。全長一〇・一センチ。室町時代。 知立市指定文化財。

一、蓬萊鏡一面。圓鏡、徑一一・一センチ。室町時代。 知立市指定文化財。

一、鰐口一個。臈鉄製、徑二四・三センチ。江戸時代。 知立市指定文化財。

一、知立神社古文書、一括。永見氏関係文書で、昭和四十二年『知立神社古文書(抄)』(孔版)としてその一部が翻刻刊行された。

一、多宝塔 一棟。三間二層、屋根はこけら葺。棟高一〇メートル。明治四十年五月二十七日に特別保護建造物に指定され、昭和二十五年の文化財保護法により重要文化財に指定された。永正六年(一五〇九)の再建。

【神職】現在の宮司は神山巖夫氏で本務である。

『知立町誌』に操れば、猪名部氏・鈴木氏・尊原氏・小島氏・勉見氏・松岡氏等が古くから当社に仕えていた。嘉祥三年(八五〇)に初めて神宮寺が建った後は、別当が代々主座となつて社務を掌った。神宮寺の坊は七つあり、學頭玉泉坊、西林坊、一乗坊、宝藏坊、金剛坊、小泉坊、吉祥坊であった。江戸時代になつて、元和頃に尾張の坂部氏が剃髪して玉泉坊に入り、神宮寺の堂守と為った。神主永見貞久の兄は玉泉坊を嗣ぎ社守と称し、ここに社僧が始まった。承応二年(一六五三)別当所を総持寺と号して、東叡山天台宗の直轄と為り、山号を神路山と称した。神路山総持寺の住職亮圓の時、明治維新となり、亮圓は復飾して祠官となり神山亮圓と名乗った。これが現宮司家の始めである。

また、永見氏も久しく社家として当社に仕えていた。永見氏の『永見氏家譜』(同神社蔵)の十二代永見貞春の事歴の朱書に「天照皇太神御孫天照国照彦火明櫛玉饒速日尊、御子三河姓祖宇麻志麻治命之末三河国造知波屋見命十五世之孫、三河姓貞連、白鳳二年蒙天武天皇勅命為三河碧海郡知立神主」とあり、古くから仕へていることが知られる。『同家譜』に拠れば、永見氏は神社の神主と共に知立城主をも兼ねて南北朝から戦国期まで務めたが、江戸時代より神主職に専念した。南北朝期には永見貞則・義高の二代が南朝側に属した。室町時代の中期頃より、尾張から刈谷に進出した水野氏の家臣となり、一族の者は松平氏に仕えた。永禄十一年(一五六八)永見貞親は徳川家康より知行状(同神社蔵)を給い知立郷・一ツ木郷を与えられた。この貞親の妹の萬は家康の側室となり松平(結城)秀康を産んだ。先の玉泉坊の下宮に永井氏がいて、江戸時代、幕府の命にて永見氏と永井氏が年番に交替して神主を務めた。しかし、両者相争いて、後両家とも、断絶をした。

【神宮寺】嘉祥三年(八五〇)に円仁慈覚大師)によって創建されたと伝え、七坊の学頭(玉泉坊、西林坊、一乗坊、宝藏坊、小泉坊、吉祥坊)があったが、天文十六年(一五四七)戸田弾正直光の兵火に罹り焼亡したという。後、元龜年中(一五七〇一七二)に再建し、神路山、松智院、玉泉坊、総持寺と称した。明治五年再び廃された(前項参照)。

大正十五年に総持寺のみは再興され、その地は当神社南参道入口の北側にある。現神社の多

宝塔はかつて神宮寺境内にあり、創建時は愛染明王像を安置していたという。

【伝承】 神山尊愛氏の『知立神社の七不思議』（年）の一つに「片目の鯉鮒」が紹介されている。「いつ頃誰が言い出したか不明であるが、知立へ来られた神様が知立で桃の木の刺で目を突いて片目になられたので、知立では桃の木に脂が出て木の育ちが悪く、桃の実がならぬと云う伝説があった。其の伝説に関連して生まれた伝説であろうと思われるが、知立神社の元社地の附近にあった御手洗の大池に育った鯉には片目のものが多かつたと云う伝説もあり、それを事実だつたと断言した昭和の古老のあつたことも事実である」と記している。

【その他】 境内には珍しい樹木がある。シャシャンボ(南燭)、イチイガシ(石櫨)、地元では甘樫と云う、トネリコ(椋)などで、南方系の植物が多く繁茂している。また、五月中旬には境内の庭園に杜若、六月には花菖蒲の花が開き賑わう。

神社西参道より境内に入る手前に社標(石造)がある。表に「延喜式官社二十六坐之内知立神社」とあり、右側面に「千卷舎幹事」、左側面に「村上忠順建□御坐清直書」、裏面に「慶応二年丙寅夏」とある。その他、神社南入口に一基(明治四十五年建之)、西参道入口に一基(明治二十四年一月建之)の社標(石造)が建つ。

〈参考〉

昭和六十三年一月三十日発行

### 式内社調査報告

第十七 第九卷 東海道 4  
回配本